

枚方市無電柱化推進計画【概要版】

令和5年(2023年)3月
令和6年(2024年)3月一部改訂

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

「都市防災の向上」や「安全で快適な歩行空間の確保」などの観点に加え、枚方市駅周辺をはじめとする市街地開発事業によるまちづくりの具体化が進められている状況を踏まえ、無電柱化の推進に関する方針などを定めた枚方市無電柱化推進計画を策定することで、効率的で計画的な無電柱化を推進します。

第2章 無電柱化の目的と課題

1. 無電柱化の目的

(1) 都市防災の向上

自然災害時に電柱倒壊による道路閉塞が発生すれば、避難や物資輸送等に支障が生じます。災害時、緊急車両の通行機能の確保は極めて重要であり、無電柱化を推進することで都市防災機能が向上します。



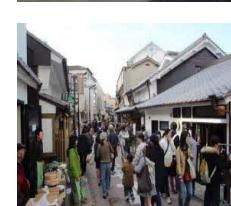
(2) 安全で快適な歩行空間の確保

電柱は、歩行者等の安全で快適な通行を妨げる恐れがあり、無電柱化を推進することは、誰もが安全で移動しやすい歩行空間が確保されるなど、バリアフリーの観点においても重要です。



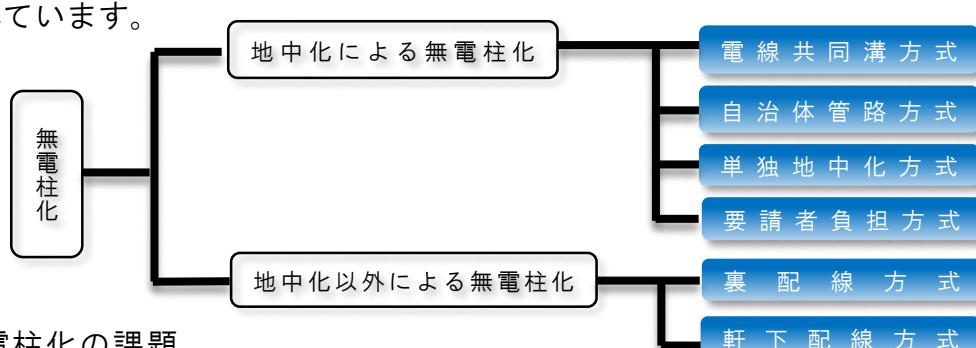
(3) 良好的な都市景観の確保

景観の阻害要因となる電柱や電線をなくすことで、良好な景観が形成され、まちの魅力向上につながります。



2. 無電柱化の整備手法

無電柱化の整備手法は以下のように大別されます。なお、電線共同溝方式については、道路管理者が無電柱化を実施する際の主な整備手法として、採用されています。



3. 無電柱化の課題

✓課題1：整備コストが高い

✓課題2：事業の長期化

・限られたスペースの中での管路埋設の位置及び地上機器設置場所等の確保や、その設置に伴う地域住民等との合意形成に時間を要します。

第3章 無電柱化の推進に関する基本方針・計画期間

1. 基本方針

✓行政計画等を踏まえて対象道路を選定し、計画的に無電柱化を推進します。
✓無電柱化法第2条の理念のもと、市民や関係者の協力を得て、無電柱化の推進を図ります。

2. 計画期間

2023(令和5)年度から2032(令和14)年度までの10年間 ※概ね5年後に中間見直し

第4章 無電柱化の推進に関する目標

1. 対象道路の考え方

無電柱化の目的や基本方針などを踏まえ、以下の考え方に基づき対象道路を選定します。

(1) 都市防災の向上

- ・広域緊急交通路(市管理道路)

(2) 安全で快適な歩行空間の確保

- ・「枚方市バリアフリー基本構想」に基づく特定道路や生活関連経路のうち、(3)良好な都市景観の確保との相乗効果が図れる道路

(3) 良好的な都市景観の確保

- ・景観重点区域内の歴史的環境整備ゾーンに位置し、歴史的景観や観光にぎわいの創出に寄与する道路
- ・都市再生緊急整備地域として指定されている枚方市駅周辺地区の市街地開発事業の無電柱化と併せて一体的に整備することが効率的・効果的な道路

(4) 無電柱化法第12条に基づく整備

道路の新設、改築又は修繕に関する事業並びに市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される区域(影響範囲を含む)の道路

2. 対象道路・目標

- ✓対象道路の考え方に基づき、無電柱化を行う道路を選定します。(次ページ以降に記載)
- ✓現在無電柱化事業を実施している道路については、本計画期間内での整備完了を目指します。
- ✓その他の道路については、計画期間内での事業着手を目指しますが、関連事業の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて適宜目標を見直します。

第5章 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

1. 占用制度の運用について

緊急輸送道路などを対象に、電線管理者等関係者と協議の上、新設電柱の占用制限を実施します。

2. コスト縮減・事業のスピードアップ

- ✓既存ストックを活用することで、埋設物の移設を回避するなど、効率的な整備に取り組みます
- ✓国の動向や大阪府の取り組みなどを注視しながら、低コスト手法の活用などコスト縮減・事業のスピードアップに取り組みます。

3. 水害被害を受けにくい整備

国などの新技術の動向等を踏まえ、電線管理者など関係者と協議し、水害被害を受けにくい整備の検討に取り組みます。

第6章 その他無電柱化の推進に関し総合的かつ迅速に推進するため必要な事項

1. 住民理解の促進

無電柱化の効果のPRなどによる理解促進や事業着手時における広い周知や丁寧な説明を行います。

2. 関係者間の連携強化

大阪府無電柱化地方部会(市町村部会)を活用し、国や大阪府などとの連携や情報共有を図ります。

3. 計画の進行管理

実施状況及び上位計画等の状況を踏まえて、計画の見直しの必要性等を検討します。

枚方市無電柱化推進計画【概要版】

■無電柱化対象道路・位置図

路線名等	区間	路線の位置づけ (関連事業等)	無電柱化 実施状況 R5.3現在	対象道路の考え方※1				整備延長※2	備考
				(1)防災	(2)安全	(3)景観	(4)12条		
① 市道 枚方藤阪線	山田池公園（後方支援拠点）～国道田口南交差点	広域緊急交通路	○					約0.6km	国道1号の無電柱化に併せて着手
② 京街道 新町岡本町1号線 岡本町伊加賀本町1号線・堤町3号線	天野川～(市)枚方市駅前線 三矢公園～枚方消防署伊加賀分室	京街道 都市再生緊急整備地域 街なみ環境整備事業			○			約0.98km	地域の機運の高まりや合意形成状況を踏まえて着手
③ 市道 岡東山之上東1号線	枚方市駅南口駅前広場～枚方市役所前	特定道路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業		○	○			約0.34km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
④ 市道 禁野枚方線	枚方市駅南口駅前広場～天津橋	特定道路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業		○	○			約0.38km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑤ 市道 枚方市駅前線 (駅前広場(北口)含む)	枚方市駅北口駅前広場～ラポール枚方前	特定経路 都市再生緊急整備地域 市駅周辺再整備事業	○	○	○			約0.42km	
⑥ 外周道路	(市)禁野枚方線～府道京都守口線	市駅周辺再整備事業 都市再生緊急整備地域			○	○		約0.05km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑦ 区画道路(②、④街区)	(市)禁野枚方線～府道枚方茨木線	市駅周辺再整備事業 都市再生緊急整備地域			○	○		約1km	市駅周辺再整備事業に併せて着手
⑧ 都市計画道路 北中振線	光善寺駅前広場～国道1号 中振交差点	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.38km	
⑨ 市道 北中振1号線	北中振3丁目地内	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.07km	
⑩ 市道 北中振13号線	北中振3丁目地内	光善寺駅西地区第一種 市街地再開発事業	○				○	約0.08km	

※1 対象道路の考え方：(1)都市防災の向上 (2)安全で快適な歩行空間の確保 (3)良好な都市景観の確保 (4)無電柱化法第12条に基づく整備

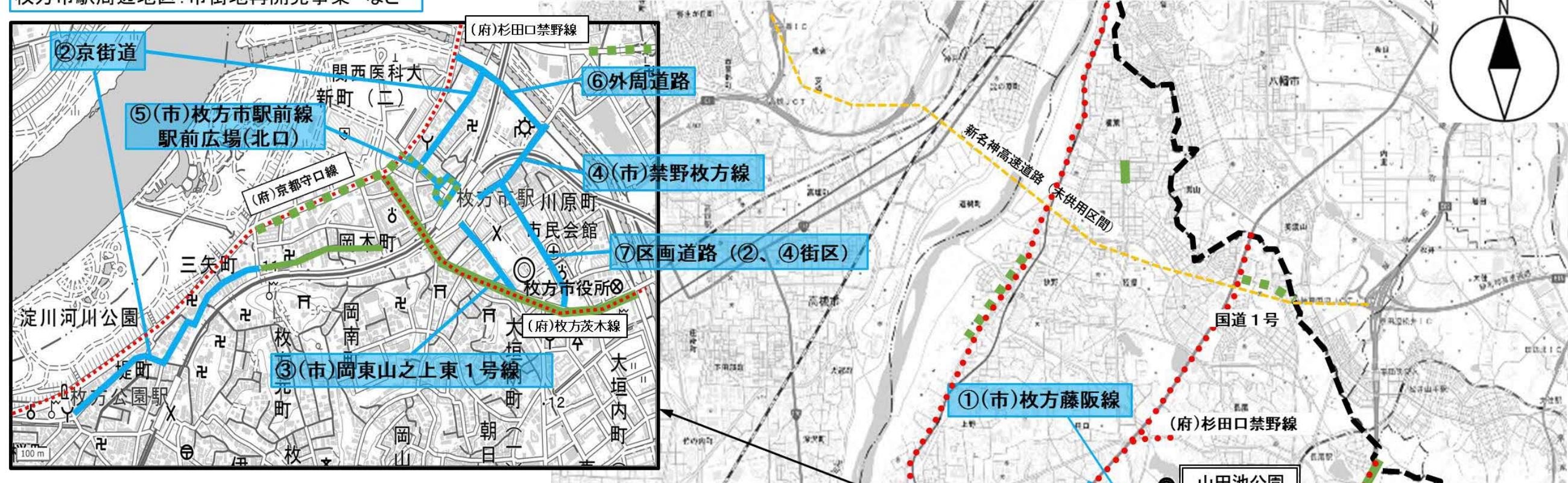
※2 整備延長：延長は見込みであり、詳細な設計や関係事業者との協議により変更となる場合があります。

なお、今後の市街地開発事業等によるまちづくりの具体化に伴い無電柱化事業を行う道路が明確になった際には、適宜本計画に追加します。

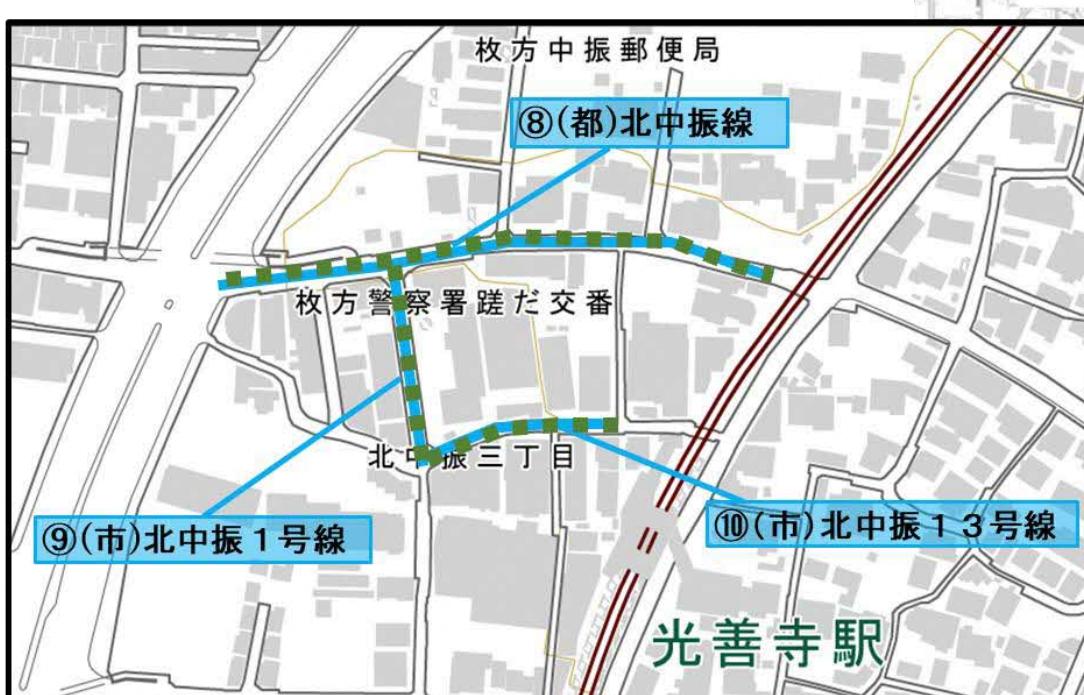
電線共同溝の整備費は、施設延長（電線共同溝施設の延長）1km当たり、道路管理者負担が約3.5億円、電線管理者負担が約1.8億円となります（国土交通省調べ）

枚方市無電柱化推進計画【概要版】

枚方市駅周辺地区:市街地再開発事業 など

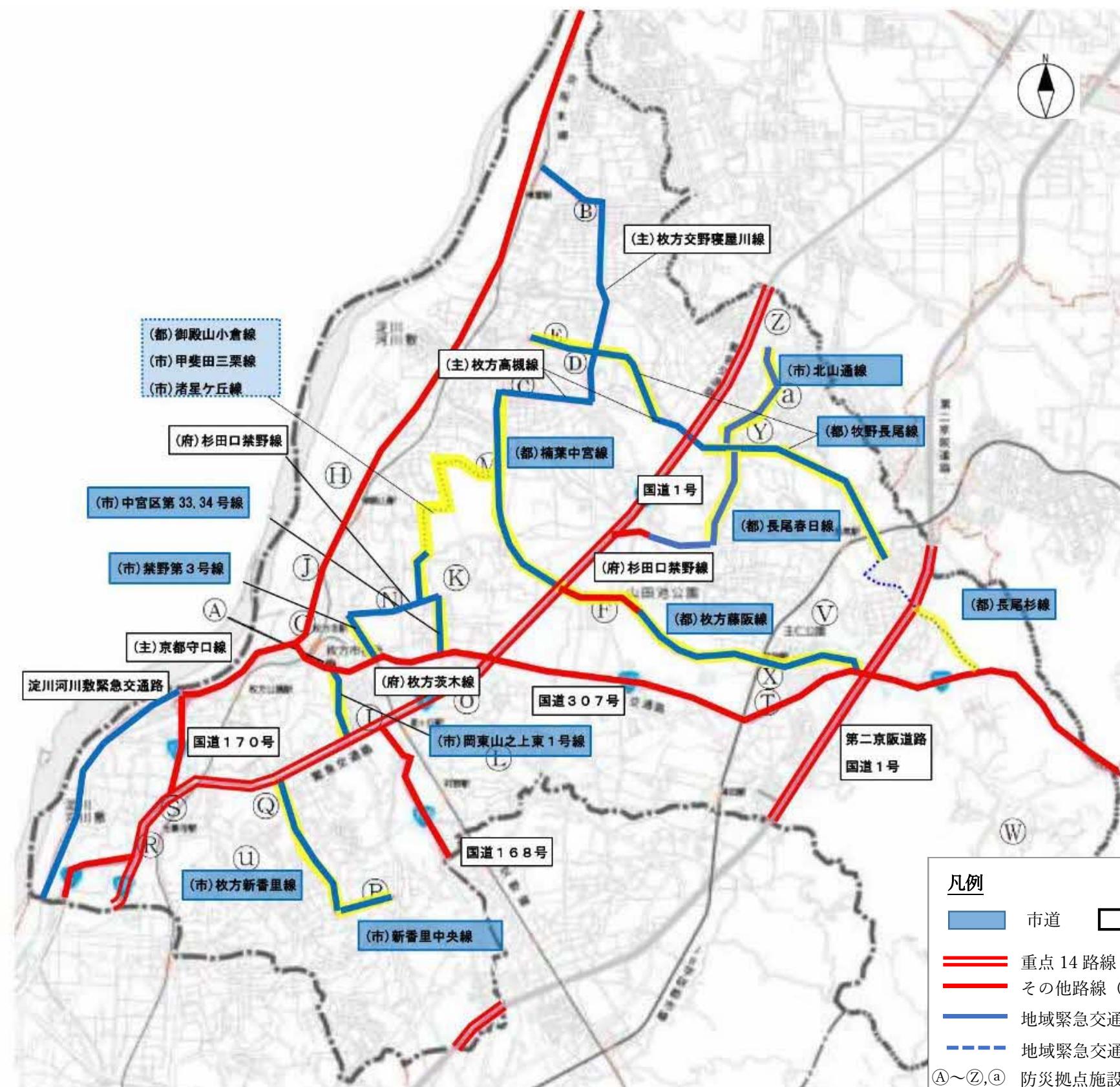


光善寺駅西地区:市街地再開発事業



枚方市無電柱化推進計画【概要版】

■道路法37条に基づく占用制限 対象道路位置図



凡例

- 市道 (Blue Box)
- 国道・府道 (White Box)
- 重点14路線 (第1次緊急輸送道路) (Red Line)
- その他路線 (第2次緊急輸送道路) (Red Line)
- 地域緊急交通路 (第3次緊急輸送道路) (Blue Line)
- 地域緊急交通路 (予定路線) (Dashed Blue Line)
- 防災拠点施設 (Black Line)
- 道路法37条に基づく占用制限 (市管理道路) (Yellow Line)